

当麻町第2次子どもの読書活動推進計画

平成30年度～平成34年度



少年ふるさと教室「ブックツリー(本の紹介カード)を作ろう!」

当麻町教育委員会

目 次

当麻町第2次子どもの読書活動推進計画の位置付け

当麻町第2次子どもの読書活動推進計画全体構想

第1章 計画策定の基本的な考え方

- 1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 計画の性格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 4 計画の期間及び推進状況の把握・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 5 計画の対象・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 6 対象となる各期の特徴・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 7 「第1次計画」における成果と課題・・・・・・・・・・・・・・ 3

第2章 子どもの読書活動推進のための方策

- 1 推進のための基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
 - I 家庭・地域・学校等における子どもの読書活動の推進・・・・ 5
 - II 子どもの読書活動を推進するための読書環境の整備・・・・ 5
 - III 子どもの読書活動を推進するための普及・啓発活動の促進・・・・ 5
- 2 推進方策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
 - Iの1 家庭・地域における子どもの読書活動の推進・・・・ 5
 - Iの2 学校等における子どもの読書活動の推進・・・・ 7
 - IIの1 当麻町における読書環境の整備・充実・・・・ 9
 - IIの2 町立図書館の整備・充実・・・・・・・・・・・・・・ 10
 - IIの3 学校図書館（室）の整備・充実・・・・・・・・・・・・ 11
 - IIIの1 行政や町立図書館における子どもの読書活動の普及・啓発・・・・ 14
 - IIIの2 学校等における読書活動の普及・啓発・・・・・・・・ 15

《用語解説》・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

《資料》

- 1 町立図書館における利用状況と児童書の整備状況
 - 1-1 児童・生徒の利用状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
 - 1-2 児童の夜間の利用状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
 - 1-3 児童書の整備状況と貸出冊数・・・・・・・・・・・・・・ 21
- 2 学校図書館（室）における利用状況
 - 2-1 小学生の学校図書館利用状況（当麻小）・・・・・・・・ 22
 - 2-2 小学生の学校図書館利用状況（宇園別小）・・・・ 22
 - 2-3 中学生の学校図書館利用状況（当麻中）・・・・ 22
- 3 当麻町の児童・生徒のメディアとの関わり
 - 3-1 小学6年生の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
 - 3-2 中学3年生の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
- 4 子どもの読書活動の推進に関する法律・・・・・・・・・・・・ 25
- 5 学校図書館ガイドライン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
- 6 当麻町子どもの読書活動推進計画策定委員・・・・・・・・ 31

第1章 計画策定の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

読書活動は「子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの（子どもの読書活動の推進に関する法律第2条）」であり、社会全体でその推進を図っていく必要があります。

しかしながら、近年における様々な情報メディアの普及・発達、私たちの生活に多大な利便性をもたらし、その恩恵を受けていますが、同時に、生活環境の変化等による幼児期からの読書習慣の未形成等を背景として、子どもたちの読書離れが指摘されています。このことは、人間が人間であることの根源でもある「言葉の文化」が衰退することにもつながりかねないといったことが危惧されています。

そういった状況を踏まえ、国や道では、法の整備や学習指導要領の改正に伴い、子どもの読書活動推進のための環境整備に努めています。特に、この度の学習指導要領の改訂に関して、小学校における外国語科の導入、理科や総合的な学習の時間における調べ学習、主体的・対話的で深い学びに対応する音声資料や動画資料などの視聴覚資料の整備充実が求められていきます。

本町においては、子どもの実態や子どもを取り巻く読書環境を見直し、よりよい読書活動の推進を目指して、平成26年度に「当麻町第1次子どもの読書活動推進計画」を策定しました。計画に基づき、①子どもの読書活動の推進、②読書環境の整備、③読書活動の普及と啓発の3観点を基本目標に設定し、各施策を計画的に推進してきました。

第1次計画の成果と課題、新学習指導要領への対応などを踏まえ、より一層の子どもの読書活動の充実をめざすために「当麻町第2次子どもの読書活動推進計画」を策定することとしました。

2 基本理念（北海道子ども読書活動推進計画の理念を参考）

当麻町のすべての子どもが、あらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、学校・家庭・地域等の連携を進め、積極的にその環境整備を図ります。

3 計画の性格

この計画は、「子ども読書活動の推進に関する法律」の第9条の2に基づき策定するものであり、「北海道子どもの読書活動推進計画」を基本とするとともに、本町におけるまちづくりの指針である「第5次当麻町総合計画（平成25～34年度）」、「当麻町教育大綱（平成30～34年度）」及び「当麻町第9次社会教育中期計画（平成30～34年度）」等との整合性を図りながら、子どもの

読書活動の推進に関する考え方やその方策を示すものとして作成します。

4 計画の期間及び推進状況の把握

この計画は、平成30年度からの5カ年とします。なお、この計画の推進状況については、教育委員会議及び社会教育委員会議に報告し、その意見等を踏まえて、次年度以降の効果的・計画的な推進に努めます。

5 計画の対象

この計画の対象は、0歳から概ね18歳の当麻町内の子どもとします。

6 対象となる各期の特徴

乳幼児期から高校生期までの子どもを対象として、家庭、地域（町立図書館等を含む）、学校等が相互に連携・協力し、各期における特徴を踏まえて、読書活動を推進していく必要があります。

《乳幼児期（0歳～6歳）「本に会う」》

3歳までには、徐々に自分の意思や欲求を言葉で表出できるようになるとともに、文字の存在を意識し絵本に興味を示すようになります。この時期は絵本や物語などに親しみ、保護者等の周りにいる大人からの語りかけや言葉のやりとりを通じて、気持ちを通わせることが大切です。

4歳以上になると、日常生活に必要な言葉が分かるようになり、かな文字も全部読めるようになってきます。この時期は、絵本や物語を読んでもらうことにより、その内容を自分の経験と結び付け、想像を巡らせるなどして、読書の楽しみを十分に味わうことが大切です。

《小学生期（6歳～12歳）「本に親しむ」》

低学年は、本を読む習慣が付き始める時期であり、文字で表された場面や情景をイメージすることができるようになってきます。この時期は、読み聞かせなどにより、いろいろな本に親しんだり読書を楽しんだりすることが大切です。

中学年は、多くの本を読むことができるようになってるとともに、本を終わるまで読み通すことができるようになってきます。この時期は、幅広いジャンルの本に親しみ、読書を通して必要な知識や情報を得るようになることが大切です。

高学年は、目的に合った本を読むようになり、内容を評価することができるようになってきます。この時期は、日常的に読書に親しみ、読書を通して自分の考えを広げるようになることが大切です。

《中学生期（12歳～15歳）「本から学ぶ」》

中学生期は、多くの本の中から自分に合った本を選択することができるようになってきます。また、共感・感動する本に出会うと、何度も読むようになり

ます。この時期は、本や文章には様々な立場や考え方が書かれていることを知るとともに、読書が自分の生き方や社会との関わり方を支えてくれることを実感することが大切です。

《高校生期（15歳～18歳）「本と生きる」》

高校生期は、読書の目的や資料の種類に応じて、適切な読書技術によって読むことができるようになってきます。この時期は、自分の読書生活を振り返り、読書の幅を広げるとともに、読書習慣を身に付け、生涯にわたって読書に親しむようにすることが大切です。

7 「第1次計画」における成果と課題

(1) 成果

- 「子育て支援図書贈呈事業」（ブックスタート）が、現在では中学生までが対象となっています。本に親しむ機会の増加、さらには親子の読書活動への啓発など家庭の教育力向上にも効果的な事業となっています。
- 読書習慣の形成を含めた生活リズムチェックシートを学校や家庭の協力を得て配布し、実施しました。また、実施の際には有線告知放送を活用し広く啓発に努めました。
- 町立図書館と学校の連携については、スタッフ会議が開催され、会議結果をよりよい学校図書館（室）運営に生かしています。
- 各学校における図書担当教諭と学校司書の連携、学校図書館（室）運営など、学校全体として取り組む校内の体制の整備により、様々な読書活動が展開されています。
- 小中学校に専任の学校司書を配置し、人的環境の充実を図った結果、子どもたちに親しまれる図書館（室）環境となり、また、図書館（室）運営が充実し、利用する子どもたちが飛躍的に伸び、本に親しむ機会が増しています。
- 学校図書のデータベース化により業務の効率化、軽減が図られました。町立図書館とのオンライン化により町内の図書情報を得ることが容易となり読書活動を推進するための環境が整備されました。
- 「当麻町第1次子どもの読書活動推進計画」が、子どもたちの読書活動を充実させるための指針となり、学校・家庭・地域が連携し施策を推進することができました。
- 「読書手帳」の導入による読書環境の整備に努めています。
- 町立図書館や読み聞かせサークル等の団体による子どもたちを対象にした各種事業が実施されており、読書に親しむ機会や場が充実しています。
- 各学校においては、教育計画に図書（館）教育を位置づけ、読書の楽しさや読書意欲の向上を目指した学校図書館（室）運営や読書活動の推進に取り組んでいます。

(2) 課題

- 児童・生徒数の減少と相まって小・中・高校生の図書館利用人数、貸出冊数が減少しています。他の要因としては、少年団活動、多様なメディアとの接触機会の増加、さらには、児童・生徒にとって一番身近な学校図書館（室）の活性化も一要因として考えられます。
- 保護者の子どもの読書活動の必要性、子どもへの読書の働きかけなど、家庭における読書習慣（家読）の定着がやや不十分です。
- 小・中学校における「読書が好きな児童・生徒」の割合は70%程度で推移していることから、今後も引き続き、児童・生徒の読書活動への意欲を一層高める取組を進める必要があります。
- 学校図書館図書標準の達成率が、宇園別小が充足率を満たしているが、当麻小、当麻中の2校は充足率が70%程度であり、計画的な整備が必要です。
- 町立図書館や読み聞かせサークル等の団体が主催する各種事業を実施していますが、事業への参加者が少ない状況にあります。
- 読み聞かせサークルなど、子どもの読書に関する団体の育成（新しい読み聞かせサークル）、特に、活動を継続するための会員を確保することが大きな課題です。
- 学校全体として図書（館）教育を推進するために、学校図書館（室）の利用と授業における指導法、情報活用能力の育成指導に努める必要があります。



第2章 子どもの読書活動推進のための方策

1 推進のための基本目標

I 家庭・地域・学校等における子どもの読書活動の推進

子どもの自主的な読書活動を促進するためには、社会全体で取組を進める必要があります。そのためには、学校・家庭・地域等における読書活動の推進に向けた、それぞれの役割を明確にすることとともに、関係機関や団体等と連携し、相互に協力しつつ、様々な取組を進めていくことが重要です。

II 子どもの読書活動を推進するための読書環境の整備

子どもの望ましい読書習慣を形成するためには、乳幼児期から高校生期まで、発達の段階を踏まえた読書活動に取り組むことができるよう、読書環境の整備を進める必要があります。そのためには、子どもが読書の楽しさを知るきっかけをつくるとともに、読書活動の推進に向けた場所や機会を提供するなどして、望ましい読書環境づくりに努めることが重要です。

III 子どもの読書活動を推進するための普及・啓発活動の促進

子どもの読書活動を社会全体で推進するためには、その意義や重要性について、広く町民の理解や関心を高める必要があります。そのためには、町立図書館や学校等が、子どもが読書を好きになるような取組を実施したり、関係機関や団体等と連携したりし、意識の啓発に向けた事業を推進することが重要です。

2 推進方策

Iの1 家庭・地域における子どもの読書活動の推進

【現状と課題】

本町では、平成20年度に「子育て支援図書贈呈事業」(ブックスタート)を開始し、現在では中学生までその対象を広げています。本への関心を高め、本に親しむ機会が増えるなど、家庭の教育力の向上にも役立っています。また、「読み聞かせサークル」による子どもや親子を対象にした読み聞かせ、町立図書館での各種事業の実施など、子どもの読書活動の推進に努めています。

しかしながら、児童・生徒数の減少、少年団活動・部活動加入率の高さ、多様なメディアとの接触機会の増加等により町立図書館における小・中・高校生の利用者数、貸出冊数ともに減少しています。また、各種の調査から家庭における読書習慣(家読)の定着がやや不十分な実態が見られます。

今後は、子どもの読書活動の推進に向けて、町立図書館、学校図書館(室)、関係団体間のネットワークを図り事業の充実に努めていきます。また、行政や町立図書館から、ホームページ、町の広報や有線告知放送などの媒体を活用して、子どもの読書活動に関する情報の発信や、子どもの読書活動

の必要性について家庭への啓発活動等を充実させていきます。

【推進の方向】

- ①家庭における子どもの読書活動を促進します。
- ②町立図書館における子どもの読書活動を促進します。
- ③関係機関や団体との連携を深め、子どもの読書活動を促進します。

参考) 北海道子どもの読書活動推進計画から

[家庭における読書活動の推進]

- ☆読書活動の習慣化⇒毎日10分以上の読書の習慣化に向けた取組
読書好きの子どもを育てること
生活リズムチェックシートの活用

[地域における読書活動の推進]

- ☆乳幼児期から読書に親しませること
⇒子育て支援図書贈呈事業(ブックスタート事業)
図書館における読み聞かせ
団体等による読み聞かせ
乳幼児健診時における読み聞かせ

【具体的な取組】

- ①「家庭における子どもの読書活動を促進します」に関連して
 - 読書活動の習慣化に向けた「家読」の啓発に努めます。
 - 「読書週間」や「こども読書の日」など、読書活動の奨励について時宜を得た啓発活動に努めます。
 - 本への関心を高め、家庭での読書活動「家読」に結びつける「子育て支援図書贈呈事業」(ブックスタート)を継続実施します。
 - 学校やPTAと連携し、読書習慣を含めた生活リズムチェックシートの有効活用に努めます。
- ②「町立図書館における子どもの読書活動を促進します」に関連して
 - 子どもや親子を対象にした読書活動への関心を高める図書館事業の実施に努めます。
 - 長期休業中の読書活動に親しませる事業の実施に努めます。
- ③「関係機関や団体との連携を深め、子どもの読書活動を促進します」に関連して
 - 学校と連携した生活リズムチェックシート(読書活動編)の有効活用に努めます。
 - 入学説明会等において読書活動の促進に向けた啓発に努めます。
 - 幼稚園、保育園、子育て総合センターと連携した幼少期から読書に親しませる読書活動の推進に努めます。
 - 読み聞かせサークルと連携した読み聞かせ会の開催に努めます。

家族みんなで「家読（うちどく）」

「家読」とは、家庭での読書を通して、家族のコミュニケーションを図ろうという取組です。決まったルールやスタイルはありません。

読書は、多くの語彙や多様な表現に触れることで、言葉を学び、豊かな感性や表現力、創造力を育成するなど、子どもの健やかな成長に不可欠なものであり、積極的にそのための環境を整備することが大切です。

子どもの読書習慣は、日常生活を通して形成されます。読書が生活の中に位置づけられ、継続して行われるよう、積極的に取り組ませます。学校の授業時間以外に、1日10分以上読書に親しむことが読書習慣の形成にとって効果的です。

Iの2 学校等における子どもの読書活動の推進

【現状と課題】

本町では、各小中学校において全校一斉の「読書活動」、教科と結びつけた関連読書、総合的な学習の時間の中で事典等を活用した調べ学習、読み聞かせグループやPTAによる読み聞かせなどを通して、読書意欲を育んだり、読書の仕方を身に付けたりしています。また、小学校、中学校に学校司書を配置したこと、学校図書館（室）のデータベース化、町立図書館とのオンライン化が実現したことにより、学校図書館（室）の利用が飛躍的に増加し、子どもたちの読書活動が促進されています。

一方で、小・中学校における「読書が好きな児童・生徒」の割合は70%程度であり、「1日10分以上読書している児童・生徒」の割合は小6で60%弱、中3で40%弱とやや課題が見られます。したがって、引き続き、子どもたちの読書への意欲を高める取組を進める必要があります。

今後においては、図書担当教諭と学校司書の連携、図書館（室）運営の充実に寄与する学校司書の資質・能力の向上など、校内体制を整え、学校全体として子どもの読書活動を充実し、読書習慣の形成に努めていきます。

【推進の方向】

- ①一人ひとりの子どもに望ましい読書習慣の形成を図ります。
- ②組織的・計画的・継続的な読書活動の推進に努めます。
- ③幼稚園や保育園における読書活動を促進します。
- ④学校図書館（室）の利活用の促進に努めます。

参考) 北海道子どもの読書活動推進計画から

[学校等における読書活動の推進]

☆計画的・継続的な読書活動の推進

⇒教育活動全体での多様な読書指導の展開
朝の読書など一斉読書の推進

【具体的な取組】

- ①「一人ひとりの子どもに望ましい読書習慣の形成を図ります」に関して
 - 青少年育成団体と連携した生活リズムチェックシート（読書習慣編）の有効活用に努めます。
 - 図書活動全体計画等を整備し、教育活動全体で多様な読書指導を推進します。
 - 図書担当教諭と学校司書の連携を図り、読書活動を工夫し実施します。
- ②「組織的・計画的・継続的な読書活動の推進に努めます」に関連して
 - 経営方針に位置付けた読書活動の推進と図書館（室）運営に努めます。
- ③「幼稚園や保育園における読書活動を促進します」に関連して
 - 絵本の読み聞かせやイベントなど、幼少期から読書活動に親しませる環境づくりに努めます。
- ④「学校図書館（室）の利活用の促進に努めます」に関連して
 - 多様なニーズに対応した幅広い分野における資料の収集と活用に努めます。
 - 親しみのある図書館（室）環境の整備、ブックトークや読み聞かせ等、学校司書の機能の向上と発揮に努めます。

【目標指標】基本目標Ⅰ 家庭・地域・学校等における子どもの読書活動の推進			
指標	指標の概要	基準年度の状況 (H29)	目標年度の状況 (H34)
家庭での読書の状況	全国学力・学習状況調査において、「家や図書館で、普段(月～金曜日)、1日当たりどれくらいの時間読書をしますか」の設問に対し、「10分以上」と回答した小学校児童の割合	57.7 (%) 全国 63.3%	75.0 (%)
	全国学力・学習状況調査において、「家や図書館で、普段(月～金曜日)、1日当たりどれくらいの時間読書をしますか」の設問に対し、「10分以上」と回答した中学校生徒の割合	36.7 (%) 全国 51.4%	60.0 (%)
読書が好きな児童・生徒の割合	全国学力・学習状況調査において、「読書は好きですか」の設問に対して、「当てはまる」又は「どちらか」として「当てはまる」と回答した小学校児童の割合	64.4 (%) 全国 74.3%	80.0 (%)
	全国学力・学習状況調査において、「読書は好きですか」の設問に対して、「当てはまる」又は「どちらか」として「当てはまる」と回答した中学校生徒の割合	60.0 (%) 全国 69.9%	80.0 (%)
学校における一斉読書の取組状況	「朝の読書」などの一斉読書の時間を設けていると回答した小中学校数	3校	3校

Ⅱの1 当麻町における読書環境の整備・充実

【現状と課題】

子どもの望ましい読書習慣を形成するためには、乳幼児期から発達段階を踏まえた読書活動に取り組むことができるよう、読書環境の整備を進める必要があります。

本町においては、平成27年度から「当麻町第1次子どもの読書活動推進計画」に基づき、施策を推進してきています。具体的な読書環境の整備として、町立図書館の木曜日の夜間時間延長、学校図書館(室)への専任の学校司書の配置、さらには、町立図書館と学校図書館(室)のオンライン化、平成20年度から始まった「子育て支援図書贈呈事業」など、多様な読書環境の整備を図っています。また、町内には読み聞かせサークルが活動しており、学校や社会教育事業などにおいて子どもたちへの読み聞かせを行っています。

今後においては、「当麻町第2次子どもの読書活動推進計画」に基づいた様々な施策の充実に努めるとともに、読み聞かせサークルの活動を継続、活性化させるためにも会員の拡充が必要です。

【推進の方向】

- ①「当麻町第2次子どもの読書活動推進計画」を策定し、計画的な施策の推進・点検・評価・改善に努めます。
- ②学校図書館(室)の図書館機能の充実に努めます。
- ③関係機関・団体との連携を深め、読書活動の指導者の発掘と養成に努めます。

参考) 北海道子どもの読書活動推進計画から

[市町村における読書環境の整備]

☆読書環境づくりの推進

⇒子どもの読書活動推進計画の策定

図書を循環させるシステムづくり

【具体的な取組】

- ①「当麻町第2次子どもの読書活動推進計画を策定し、計画的な施策の推進・点検・評価・改善に努めます」に関連して
 - 「当麻町第2次子どもの読書活動推進計画」に沿った具体的な施策を推進します。
 - 事業計画に沿った施策を展開し、事業評価を実施します。評価結果については、教育委員会議並びに社会教育委員会議に報告し、施策の充実に努めます。
- ②「学校図書館(室)の図書館機能の充実に努めます」に関連して
 - 計画的な蔵書の廃棄、更新に努め、ニーズに応じた偏りのない調和のとれた蔵書構成を考慮した図書を選定し、図書標準の達成を目指します。

- 町立図書館と連携し、図書を循環させるシステムの有効活用に努めます。
- 学校司書・図書担当教諭の研修機会を充実します。
- 町立図書館と学校司書の情報交流の機会（スタッフ会議）を設定し、学校図書館（室）運営の充実に努めます。
- ③「関係機関・団体との連携を深め、読書活動の指導者の発掘と養成に努めます」に関連して
 - 公民館講座やサークルの主催事業等を通して、団体の育成や後継者養成に努めます。
 - 各事業の際に、若い世代に対して読書活動への参加、協力のはたらきかけを行います。

Ⅱの２ 町立図書館の整備・充実

【現状と課題】

図書館は、地域における読書活動の中心的な役割を果たす「読書センター」機能と、豊かな学びを支える「学習センター」機能、情報ニーズに対応した情報を収集・活用・提供する「情報センター」機能を有しています。子どもたちをはじめ住民のだれもが気軽に利用できる施設としての機能を果たすことが大切です。

町立図書館では、子どもの読書活動に関する図書資料の充実や、町の広報紙やHPを媒体として読書情報の提供、長期休業中のスタンプラリー、当麻町教育研究会と連携した読書感想文コンクールの実施など、図書館機能の整備・充実に努めています。

しかしながら、小・中・高校生の利用者数や児童図書の貸出冊数が減少傾向にあります。

今後においては、読書の大切さを啓発するとともに、親しみのある、魅力のある図書館運営に努め、子どもの読書環境の整備・充実に努めていく必要があります。

【推進の方向】

- ①子どもの読書活動のよりよい環境づくりに向けて、一層の整備・充実を図ります。
- ②学校図書館（室）との連携を深めます。
- ③読み聞かせサークル等の関係団体との連携に努めます。

参考) 北海道子どもの読書活動推進計画から

[公立図書館の読書環境の整備]

☆学校への支援⇒児童書の一括貸出等学校への支援
レファレンスサービスの充実

【具体的な取組】

- ①「子どもの読書活動のよりよい環境づくりに向けて、一層の整備・充

実を図ります」に関連して

- 児童書の計画的な整備による蔵書の充実に努めます。
- 小中高校生の利用ニーズに応じた弾力的な図書館運営に努めます。

②「学校図書館（室）との連携を深めます」に関連して

- 図鑑や事典等、学校の教育内容のニーズに応じた書籍・資料の整備と貸出への対応に努めます。
- 図書や資料の相互貸借など、道立図書館や近隣図書館、他施設（博物館、公民館等）との連携による図書館機能の向上に努めます。
- 図書を循環させるシステムの有効活用に努めます。
- 学校教育の新たなニーズに対応した資料の充実に努めます。

③「読み聞かせサークル等の関係団体との連携に努めます」に関連して

- 町内の読み聞かせサークルへの活動支援のあり方を検討します。

IIの3 学校図書館（室）の整備・充実

【現状と課題】

今日、学校教育においては新学習指導要領への移行、完全実施の時期を迎えようとしています。外国語科の導入、主体的・対話的で深い学びの創造、調べ学習など、学校図書館（室）の学習センター、情報センターとしての一層の機能の発揮が求められていきます。また、「生きる力」を育むことを目指して教育活動が推進されており、自ら考え判断してよりよく課題を解決していくことや主体的に学習に取り組む態度が重要視されています。

学校図書館（室）は、読書活動や読書指導の場である「読書センター」機能と、学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりする「学習センター」機能、情報ニーズに対応したり、情報収集・選択・活用能力を育成したりする「情報センター」機能を有しており、子どもの成長を支える重要な役割を担っています。

本町の学校図書館（室）には、学校司書が配置されており、その成果として児童・生徒の読書意欲が向上し、図書館（室）を利活用する児童・生徒が増加しています。

一方で、学校図書館図書標準の達成率が、宇園別小が充足率を満たしていますが、当麻小と当麻中は十分に達成されていない状況がみられます。

今後においては、町立図書館等との連携を深めながら当麻町に関する資料の充実、子どもに読ませたい蔵書の計画的な整備、ネットワーク化の利点を生かすなど、学校図書館機能の充実に努めます。

【推進の方向】

- ①図書担当教諭と学校司書が連携・協力・協働し、子どもが利用しやすい図書館（室）運営に努めます。
- ②図書資料・設備の整備・充実を図ります。
- ③読書センターや学習情報センターとしての機能充実に努めます。
- ④町立図書館との連携を促進します。

参考) 北海道子どもの読書活動推進計画から

[学校図書館(室)の読書環境の整備]

☆公立図書館や保護者との連携⇒図書館との連携

保護者やボランティアとの連携

【具体的な取組】

①「図書担当教諭と学校司書が連携・協力・協働し、子どもが利用しやすい図書館(室)運営に努めます」に関連して

- 「行きたい、居たい」、子どもたちの心の居場所となる親しみやすい環境整備に努めます。
- 図書館(室)のレイアウトの工夫、明るさ、装飾、本の見せ方や紹介などを工夫し、児童・生徒が利用したい、来室したい環境整備に努めます。
- 読ませたい本(教師側)、読みたい本(子ども側)のニーズに対応し、図書館(室)の利活用の促進に努めます。
- 学校司書を継続配置し、学校司書(図書担当教諭)との連携を図った円滑な業務の推進に努めます。

②「図書資料・設備の整備・充実を図ります」に関連して

- 学校図書館図書標準の充足率100%を目指し、行政と連携した書籍の計画的な購入に努めます。
- 新学習指導要領に対応した各教科、総合的な学習、特別活動等における学習資料の充実を努めます。
- 当麻町をはじめ上川管内の地域資料の充実を努めます。
- 利活用しやすい資料の整理・配架(分類配列)に努めます。
- 学習進度に対応した利活用しやすい学習資料の提示や展示を工夫します。

③「読書センターや学習情報センターとしての機能充実を図ります」に関連して

- 図書を活用した調べ学習に対応できる図書の循環システムを確立します。
- 学校図書館(室)のデータベース化による図書館機能の充実を努めます。

④「町立図書館との連携を促進します」に関連して

- レファレンス情報や図書の貸出等、町立図書館機能と連携した学校図書館機能(読書センター、学習センター、情報センター)の充実に努めます。

【目標指標】基本目標Ⅱ 子どもの読書活動を推進するための読書環境の整備			
指標	指標の概要	基準年度の状況(H29)	目標年度の状況(H34)
幼児・児童一人当たりの年間児童書貸出冊数	町立図書館において、当麻町の幼児・児童1人が、1年間に借りた児童書の冊数	18.7 (冊) ※H28年度	20冊 以上
学校図書館図書標準の達成状況	当麻小学校 ※図書標準の定める冊数 7,960冊	74.0 (%)	80.0 (%)
	宇園別小学校 ※図書標準の定める冊数 3,520冊	101.0 (%)	100.0 (%)
	当麻中学校 ※図書標準の定める冊数 7,360冊	66.4 (%)	80.0 (%)

学校図書館（室）の役割

学校図書館（室）は、①読書センター、②学習センター、③情報センターとしての役割をもっています。

①～③の役割を果たすことにより、1) 読書好きの子どもを増やし、確かな学力、豊かな人間性を育むことができます。2) 思考力・判断力・表現力等を育むことができます。3) 情報活用能力を育むことができます。4) 教員の指導力が向上します。5) 子どもの心の居場所になります。

したがって、学校図書館（室）の充実には、蔵書、人材の双方の充実が必要となります。

学校司書等の人材の配置による学校図書館（室）環境の充実

具体的には

- ①整備の観点としては、明るさ、装飾の工夫、絵本・学年・調べ学習スペース、本の見せ方・紹介、図書室だよりの発行、図書館（室）事業の展開等
- ②学校司書の専門性の向上の面では、町立図書館とのスタッフ会議において、日常業務について交流し、改善点を明確にし、日常業務に生かしていきます。研修会への参加や研修機会の設定も重要です。
- ③学校司書の役割の明確化⇒学校の主体性の中で、担当教諭等と連携
- ④計画的な本の購入 ⑤町立図書館からの支援 ⑥地域やPTAとの連携などが進みます。

Ⅲの1 行政や町立図書館における 子どもの読書活動の普及・啓発

【現状と課題】

「大人が変われば子どもも変わる」という言葉があるように、子どもの読書活動をより充実させるためには、図書や読書活動に関する多様な情報を発信するとともに、保護者をはじめとする地域住民が子どもの読書活動に関わるようになることが求められています。

町立図書館では、HPや毎月の広報紙「我が郷土」の紙面に新刊書の案内をはじめとする普及・啓発を行っています。また、町内の読み聞かせサークルと連携して、定期的に読み聞かせ会を開催したり、図書館フェスティバルでは読み聞かせやエプロンシアターなどの活動を展開したりしていますが、事業への参加者が限られるなどの課題もあります。

行政においては、「子ども読書の日」「こどもの読書週間」における読書活動の奨励について有線放送等を活用し、啓発しています。また、読書習慣を含めた生活リズムチェックシートを学校の協力により全児童・生徒の家庭に配布し、読書活動を奨励しています。

今後においては、「町広報紙」や「生涯学習便り」、HPなどを活用した効果的な情報発信、図書館、行政、学校、団体と連携した子どもの読書活動の普及に取り組む必要があります。

【推進の方向】

- ①地域住民の多様な意見の収集と反映に努めます。
- ②子どもの読書活動に関する地域住民の理解の促進に努めます。
- ③関係機関・団体との連携による普及・啓発活動の促進に努めます。

参考) 北海道子どもの読書活動推進計画から

[公立図書館における子どもの読書活動の普及・啓発]

☆地域住民への情報発信

⇒子ども向けの新刊図書や推薦図書の普及

⇒子ども読書の日、こども読書週間における事業の実施

【具体的な取組】

- ①「地域住民の多様な意見の収集と反映に努めます」に関連して
 - 各事業後のアンケートや図書館に寄せられる声を事業企画や図書館運営に反映させます。
 - 新刊図書や図書館事業、読み聞かせサークル等の団体の活動状況を積極的に情報発信します。
- ②「子どもの読書活動に関する地域住民の理解の促進に努めます」に関連して
 - 「子ども読書の日」や「こども読書週間」における関連事業を実施するとともに、読書活動の奨励に関する情報を家庭や学校に発信します。

○子どもの読書活動に関する情報を発信する広報活動（広報紙、HP、有線放送、生涯学習便り等）の推進に努めます。

○各学校や幼稚園と連携し、家庭教育学級などにおいて読書活動に関する講座等の実施に努めます。

③「関係機関・団体との連携による普及・啓発活動の促進に努めます」に関連して

○町教育研究会と連携した「読書感想文コンクール」の継続実施と、読書活動の奨励に努めます。

○幼少期から読書活動に親しむことができる絵本情報や読み聞かせ会の情報提供に努めます。

○学校や団体との連携による読書活動の習慣化に向けた「家読」の啓発に努めます。

Ⅲの２ 学校等における読書活動の普及・啓発

【現状と課題】

学校や幼稚園、保育園においては、教員や保育士が読書活動の意義を理解し、組織的・計画的・継続的に読書活動を推進していく必要があります。

町内の各学校においては、全校一斉読書や読み聞かせグループやPTAによる読み聞かせ、児童会や生徒会による自主的な読書活動、各教科・総合的な学習の時間における町立図書館や学校図書館の利活用などを通して、読書活動の普及・啓発活動に取り組んでいます。また、小・中学校に専任の学校司書を配置するなど校内における読書環境が整い、子どもたちの読書活動が促進されています。

一方で、各調査結果から「子どもたちの読書習慣の形成」「読書が好きな児童・生徒」の割合にやや課題が見られます。

今後においては、子どもの実態を踏まえて、多様な読書活動を展開するとともに、PTAや関係団体との連携による読書活動の推進などにより、望ましい読書習慣の形成を図っていくこと、また、児童会や生徒会の自主的な活動、町の関連事業への参加奨励、子どもたちや保護者に向けての啓発活動に努める必要があります。

【推進の方向】

- ①子どもの実態に応じた望ましい読書習慣の形成を図ります。
- ②家庭・地域との連携による読書活動を促進します。
- ③幼稚園や保育園における読書活動を促進します。

参考) 北海道子どもの読書活動推進計画から

[学校等における読書活動の普及・啓発]

☆望ましい読書習慣の形成に向けた取組

⇒読書活動や学校図書館の利用についての啓発

⇒読書集会など読書に係る学校行事の実施など

【具体的な取組】

- ①「子どもの実態に応じた望ましい読書習慣の形成を図ります」に関連して
 - 児童会や生徒会における子どもたちの主体的・自主的な読書活動の奨励に努めます。
 - 学校便りや学校図書館（室）便り、家庭教育学級等の様々な機会を活用し、保護者や地域に「1日10分読書」の啓発に努めます。
 - 町立図書館や行政、各団体と連携し、読書習慣の形成を目指した情報の提供に努めます。
- ②「家庭・地域との連携による読書活動を促進します」に関連して
 - PTAや関係団体（読み聞かせサークル）等との連携による読書活動の推進に努めます。
 - 読書強調週間（こども読書の日、読書週間等）に合わせた読書活動に関連する学校行事や学校図書館（室）行事の実施に努めます。
 - 家庭における読書習慣（家読）の定着に向けての啓発に努めます。
- ③「幼稚園や保育園における読書活動を促進します」に関連して
 - 読み聞かせ、学級文庫の設置、絵本の贈呈など、本に親しむ機会の充実に努めます。
 - 保護者（親）に読書の大切さについて時機を考慮した啓発活動に努めます。

【目標指標】基本目標Ⅲ 子どもの読書活動を推進するための普及・啓発活動の促進			
指標	指標の概要	基準年度の状況(H29)	目標年度の状況(H34)
国や北海道の読書関係事業に併せて事業を実施する。	「子ども読書の日(4月23日)」や「こどもの読書週間(4月23日～5月12日)」に子どもの読書活動に関する事業を実施	実施 子ども読み聞かせ会	継続実施 内容の充実
読書活動に関する広報活動を実施する。	学校図書館便りの発行や図書館情報の発信など、読書活動や学校図書室に関する広報活動を実施している学校	3(校)	3(校)
	町立図書館等における子どもの読書活動に関する普及・啓発活動の実施	4(回)	4(回)
	乳幼児健診時における子どもの読書活動に関する普及・啓発活動及び読書情報提供の実施	17(回)	継続実施 内容の充実

- ・「子どもの読書活動の推進に関する法律」(H13.12)に基づき策定
- ・北海道子どもの読書活動推進計画〔第1次計画〕(H15.11)及び北海道子どもの読書活動推進計画「次代を担う子どもの心をはぐくむ北の読書プラン」〔第2次計画〕(H20.3)の成果と課題を踏まえての策定
- ・「子どもの読書活動推進プログラム」(H24.1)の指針や事例も踏まえての策定

《 用語解説 》

1 子どもの読書活動の推進に関する法律

平成13年12月に施行された法律で、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、そのための環境整備の推進を求める法律

2 子育て支援図書贈呈事業

活字離れを食い止め、子どもの本への関心を高め、読み聞かせによって親と子のふれ合いを生み出すことを目的に、平成20年度から実施している町独自の事業。スタート時は、1歳～6歳の幼児へ誕生日に絵本2冊とバラの花を贈呈した。現在は、中学生まで対象を広げている。

3 読み聞かせ

子どもたちに本や絵本を読んで聞かせること。乳幼児期の情操教育・文字の習得などに効果があると言われている。年齢が上がっても読書への導入やコミュニケーションを図ることなどにも有効であり、集中して話を聞く訓練にもなる。町内には2つの読み聞かせグループがあり、「おはなしネットワーク」として連携し、月に数回改善センターなどで読み聞かせを行っている。また、PTAの活動として学校での読み聞かせも行われている。

4 家読（うちどく）

家庭での読書を通して、家族のコミュニケーションを図ろうという取り組みのこと。道教委では平成23年度から、北海道「朝読・家読運動」を実施している。

5 生活リズムチェックシート

子どもの望ましい生活習慣の定着に向けて、早起きや学習・読書・運動の時間確保など、子どもの個別の目標に対応し、生活習慣を親子で改善するためのもの。生活全体編、家庭学習編、読書習慣編、運動習慣編、すいみん表などがある。

6 朝の読書

基本は、学校において毎朝始業前の10分間、生徒(児童)も教師も全員で、各自がそれぞれに選んだ読みたい本を読むというもの。4原則として、①全員でやる ②毎日やる ③読みたい本を読む(漫画以外の) ④ただ読むだけ、がある。

◎当麻町における「朝の読書」の実施状況（平成29年度）

○当 麻小学校 チャレンジタイム(8:15～8:25)の中に基礎学習とともに位置づけられており、毎週水曜日を基本に実施している。

○宇園別小学校 朝学習の時間(8:15~8:30)に位置づけられており、毎週水曜日を基本に実施している。

○当 麻中学校 朝学習(8:20~8:30)の時間帯の中で、年間 4 回、各 2~3 週間ずつ読書週間として位置づけて実施している。

7 学校図書データベース化

学校図書館の蔵書をコンピュータ入力し、パソコンでの検索、学校間や町立図書館との相互貸借などをできるようにすること。

8 全国学力・学習状況調査

全国的な義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、各地域における児童生徒の学力や学習状況を把握・分析することにより、教育施策の成果と課題を検証し改善を図るためのもので、国が平成19年度から実施しており、小学校第6学年児童及び中学校第3学年生徒が対象となっている。

9 当麻町第9次社会教育中期計画

平成30年度から34年度までの当麻町社会教育全体の5か年分の推進計画で、「家庭の教育」「子どもの学習活動」「芸術・文化活動」など8領域にわたっており、第7節に「図書館活動」が取り上げられている。

10 大人のための読み聞かせ講座

平成25年度から29年度に、読書活動における指導者養成事業として「当麻町おはなしネットワーク」と共催で開催した公民館事業。1講座2回から3回シリーズで開催、平成29年度は、①講演「お話の扉を開く」 ②絵本の紹介(ブックトーク)の内容で実施。平成29年度で事業は完了。

11 スタンプラリー

夏・冬の長期休業中、より多くの子どもたちに図書館を楽しんで利用してもらうため、平成23年度から実施している。一度来館するとスタンプがもらえ、5個(冬は4個)集めると図書館から参加賞がもらえる。

12 読書感想文コンクール

読書の良さを知り、その習慣化を図ることを目的に昭和50年度から継続実施している。対象は町内の小学3年生から中学3年生で、入選した作品は優秀作品集として、当麻町教育研究会と町立図書館が連携して毎年発行している「とうまっこ」(昭和44年度創刊)に合本して掲載している。

13 児童書の一括貸出し

道立図書館では、市町村への大量の図書を一括して貸し出しており、その中には、小学校の朝の読書や調べ物学習等で活用できる図書のセットとして「朝読・家読ブックス」「理科読セット」「調べ学習支援セット」等がある。

14 ポップづくり

ポップとは「ポップ広告」の略称でキャッチコピーや説明文、イラストなどで表現した手書き広告のことで、この手法を使って読んでもらいたい本の紹介をすること

15 生きる力

学習指導要領では知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育むことを理念としている。「生きる力」とは○確かな学力（基礎・基本を確実に身に付け、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に行動し、よりよく課題を解決する資質や能力）、○豊かな人間性（自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心など）、○健康・体力（たくましく生きるための健康や体力）の三本柱で構成されている。

16 レファレンスサービス

図書館利用者に対して、調べ物や探し物を見つける際に援助をする業務のことで、調査のための参考になる資料を整備・作成することも含む。

17 エプロンシアター

演ずる人が着用したエプロンを舞台に見立てて、ポケットから次々に人形などを取り出し、エプロンに付けたり剥がしたりしながら体全体で表情豊かに演じる人形劇。

18 生涯学習便り

教育課社会教育係が季刊（年4回）で発行している学びの情報紙、社会教育事業の紹介をはじめ団体紹介など、行政他部局や関係団体等とも連携して、広く市民の学びを啓発するもの。

19 子ども読書の日

4月23日。国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を高めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年）によって制定されたもの。第10条において、「国や地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めること」とされている。

20 こどもの読書週間

4月23日～5月12日まで。「幼少の頃より書物に親しみ、読書の喜びを身に付けてほしい」という趣旨のもと、昭和34年に社団法人読書推進運動協議会（文科省所管）が定めたもの。

資料

子どもの読書活動の推進に関する法律（平成十三年十二月十二日法律第百五十四号）

（目的）

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動

の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

- 衆議院文部科学委員会における附帯決議
政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。
 - 一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
 - 二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
 - 三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
 - 四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
 - 五 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
 - 六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

『当麻町第2次子どもの読書活動推進計画』策定委員

	氏 名	役 職	備 考
1	高 橋 朋 子	教諭・当麻小学校図書係	
2	長谷田 徹	教諭・宇園別小学校図書係	副委員長
3	岡 弘 和	教諭・当麻中学校図書係	
4	畠 田 佳 奈	当麻小・宇園別小 学校司書	
5	居 内 佳代子	当麻中学校 学校司書	
6	山 村 順 子	当麻幼稚園図書担当者	
7	大久保 英 美	当麻保育園図書担当者	
8	樋 田 久美子	当麻町おはなしネットワーク (絵本の会くんくん)	
9	西 川 典 子	当麻町おはなしネットワーク (お話ポッケの会代表)	委員長
10	石 橋 志 穂	役場健康福祉課保健師	
11	佐 伯 智 子	子育て支援センター保育士	

【事 務 局】

関 崎 寿 子	教育課長	
山 田 幸 宏	教育課課長補佐	
古 田 陽 介	当麻町立図書館主査	
浜 頭 一 行	社会教育係長	
伊 藤 愛	社会教育係主任	
三 浦 徹	生涯学習アドバイザー	